

# 援助方針策定と 課題分析（アセスメント）

## — 目 次 —

### ◎はじめに

- ・ 研修の目的
- ・ TALK ABOUT 「援助方針策定について思うこと」

### ◎本編

- ・ 援助方針とは？
- ・ 援助方針の策定とは？
- ・ 援助方針策定の目的
- ・ 援助方針策定のタイミング
- ・ 援助方針策定の留意点
- ・ 適切な援助方針を策定するために 課題分析(アセスメント)の重要性
- ・ ワーク1:課題分析(アセスメント)に向けて
- ・ ワーク1:解説
- ・ ワーク2:援助方針策定に向けて
- ・ ワーク2:解説
- ・ ワーク3:援助方針の策定方法について
- ・ 課題分析(アセスメント)時のポイント
- ・ 家族図・家族関係図(ジェノグラム)
- ・ 社会資源関係図(エコマップ)
- ・ まとめ:援助方針(支援方針)策定のポイント

### ◎おわりに

- ・ 研修の振り返り
- ・ 出典

### ◎参考資料

## 研修の目的



本項での  
学び

- ▶ 「援助方針」と「援助方針策定」とは何か確認する。
- ▶ ストレンジス視点を理解する
- ▶ 援助方針策定のポイントを理解する

◎ あなた（受講者）自身が考える、この研修の目的を書いてみましょう。

2

## TALK ABOUT 「援助方針策定」



近くの人と、自由に話してみましょう

例：

「援助方針策定」について思うこと

- どのように策定していますか？
- そもそも、何のために策定するのでしょうか？



- グラウンドルール
- ・批判しない
  - ・みんなの意見を聞く
  - ・答えを出さない



援助方針の策定は、  
結構むずかしいですよね…。

3

## 援助方針とは？

⇒別冊問答集で確認しよう！

- 「援助方針とは、生活保護の実施にあたり、**保護の実施機関としてその課題を解決するために働きかける事項**（保護の決定実施のための指導指示を含む）である。」
- 「『援助方針』と自立支援プログラムでいう『支援方針』とは、『援助方針』が実施機関の側が主体となるのに対し、『支援方針』は要保護者が主体となり実施機関の側はそれを側面から支援する点で異なるものである。なお、実務上『援助方針』の策定にあたって両者を明確に区別する必要はなく、必要に応じて『支援方針』としての性格を有する方針を盛り込んで差し支えないものであるが、この場合『方針に従わない』ことをもって『指導指示』を行うことは適当でない。」

『生活保護手帳 別冊問答集 2017』P401

4

## 援助方針の策定とは？

⇒実施要領を確認しよう！

- 「訪問調査や関係機関調査によって把握した要保護者の生活状況を踏まえ、**個々の要保護者の自立に向けた課題を分析\***するとともに、それらの課題に応じた具体的な援助方針を策定すること。」  
( \* この「課題分析」を「アセスメント」といいます。 )
- 「また、策定した援助方針については、**原則として要保護者本人に説明し、理解を得るよう努めること。**」

援助方針は、要保護者に説明する  
必要があるのですね…。



『生活保護手帳 2018』P431

5

## 援助方針策定の目的

- 援助方針は、**生活保護の目的（生活保護法第1条）を達成するため**に策定します。
- このため、援助方針は、以下の①②の両面を考慮して、策定することになります。
  - ① 「最低限度の生活の保障」
  - ② 「自立の助長」

(日常生活自立・社会生活自立・経済的自立)



方針によっては、①②の両方が含まれるものもありますね！

6

## 援助方針策定のタイミング ⇒ 実施要領を確認しよう！

援助方針は、保護開始時、および、保護を実施する過程で適宜見直す必要があります。『生活保護手帳』には、次のように書かれています。

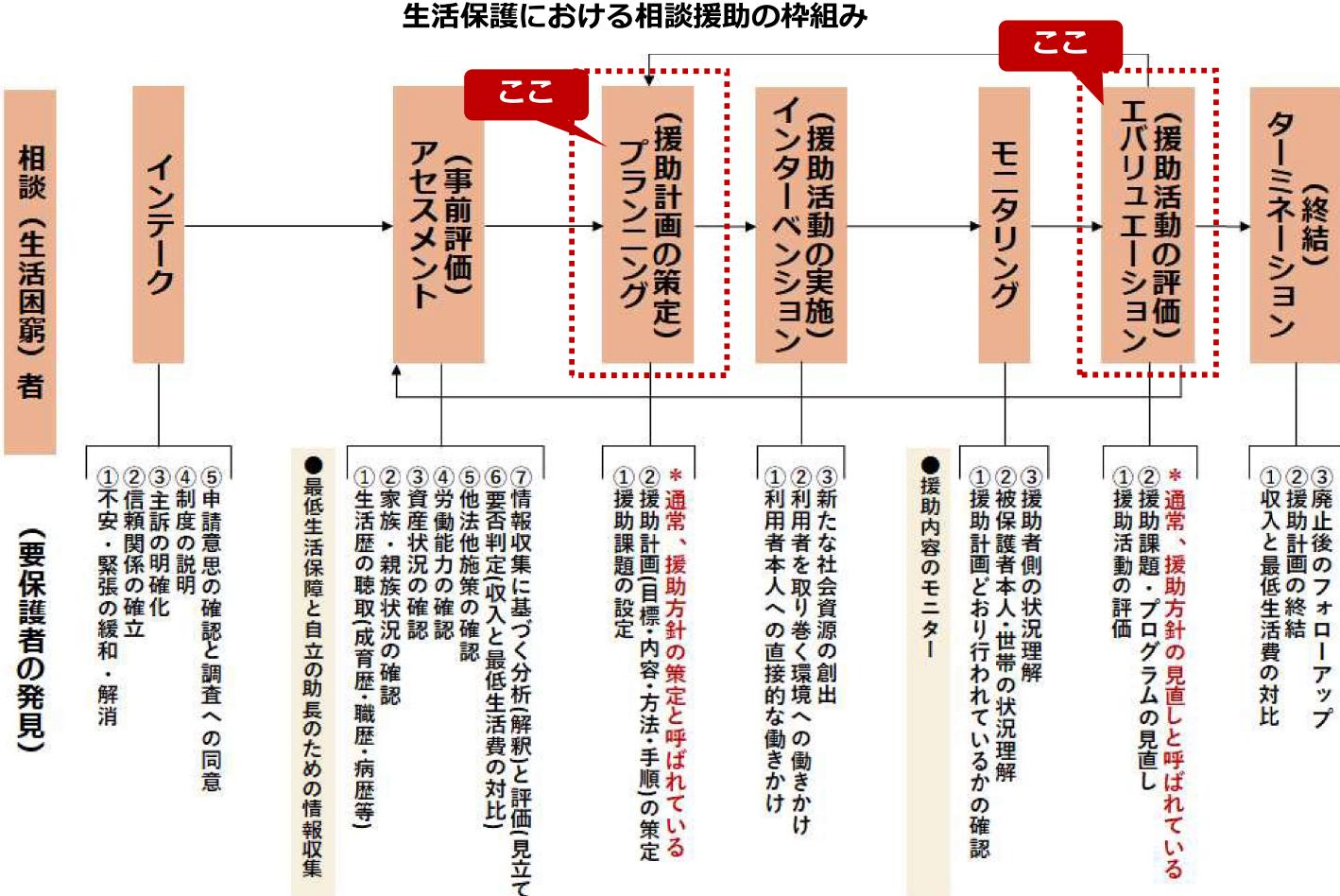
- 「被保護世帯に対する指導援助の結果を適宜適切な時期に評価し、**援助方針の見直し**を行うこと。」
- 「援助方針の見直しは、世帯の状況等の変動にあわせて行うほか、**世帯の状況等に変動がない場合であっても少なくとも年に1回以上**を行うこと。」

『生活保護手帳 2018』 P431



次の「生活保護における相談援助の枠組み」のスライドを確認してください！

7



出典：社会福祉養成講座編集委員会『新・社会福祉士養成講座16 低所得者に対する支援と生活保護制度 第5版』中央法規出版、2019年、p227をもとに作成

**援助方針策定の留意点 ⇒別冊問答集で確認しよう！**

援助方針策定にあたっては、『生活保護手帳 別冊問答集』問12-1「援助方針策定の留意点」を確認してください。概要は以下のとおりです。

- ①方針の策定にあたっては要保護者の生活実態の把握と個々の要保護者の自立に向けての課題分析が必要であること。「生活実態の把握」や「病状調査」は方針策定の前段の作業であって方針ではない。
  - ②方針はできるだけ具体的に記載すること。いわゆる4文字熟語で終わるような方針は、極力避ける必要がある。
  - ③短期的な視点だけでなく、中長期的な視点に立った方針も検討すること。
  - ④世帯全員の方針に加え、個々の世帯員にも着目した方針を策定すること。特に世帯内の子どもについて留意する必要がある。
  - ⑤多様な問題を抱えた世帯については、ケース診断会議等を活用して組織的な検討を行ったうえで方針を策定すること。援助方針は組織としての方針であり、現乗員がひとりで抱え込まないよう留意する必要がある。

- 被保護者に対して実際に支援していくに当たっては、具体的な援助方針・支援計画を策定する必要があります。支援の実効を上げるようにするためには、**的確な課題分析に基づく援助方針・支援計画の策定が不可欠です。**
- この課題分析がアセスメントです（各種調査や情報収集も含みます）。
- アセスメントは保護の開始時に行いますが、保護の開始後も被保護者の状況や変化に即して、**繰り返し何度も行っていく必要があることを常に意識しておきましょう。**

「課題分析」のことを  
アセスメントと呼ぶのですね。



出典：厚生労働省社会・援護局関係主管課長会議資料『自立支援の手引き』,平成20年3月,p25  
新保美香『生活保護実践講座－利用者とともに歩む社会福祉実践－』全国社会福祉協議会,2018年,p50

10

## ワーク1：課題分析（アセスメント）に向けて

### <Aさんの事例>

あなたは、地区担当変更により、Aさん（40代・男性）を担当することになった。Aさんは、生活保護を開始して4ヶ月になる。1年前に失業し、その後、アルバイトなどで生計を維持してきたが、手持ち金がなくなり保護申請に至った。ケース記録には、就労に対する意欲が高く、熱心に求職活動をしていることが記載されていた。また、債務があり、前任者は、法律相談に行くことを勧めていた。いずれについても、まだ結果報告はない。



- これからあなたは、はじめてAさんと面接します。Aさんから、どのようなことを確認したいですか。
- 次ページにメモしてください。その後、書いた内容を近くの人と共有しましょう。

11

## ワーク1：解説①

どのようなことを確認したいと思いましたか？もし、情報収集したい内容が、以下に絞られていたとしたら、適切な課題分析（アセスメント）をするためには、やや不足しているといえます。

- ①求職状況の確認。
- ②法律相談をしたかどうかの確認。



なぜ、①②だけでは不足なのでしょうか…。

## ワーク1：解説②（適切な課題分析（アセスメント）に向けて必要な姿勢）

### ◆説明と同意、信頼関係の構築

- ✓ 課題分析（アセスメント）を行う段階では、過去や現在の生活状況や、学歴、職歴など立ち入ったことを聞いていきます。そのため、各種調査を実施しなければならないことを相談者や被保護者に対し十分に説明し、理解と同意を求め協力してもらうことです。
- ✓ 中には、信頼関係が出来なければ聞き出せないこともあります。閉ざされた質問（「はい」、「いいえ」での回答）ばかり繰り返して短時間で終わらせようとするのではなく、まず、相談者や被保護者に安心感を与え、自らの言葉で語ることを待つことが大切です。
- ✓ 信頼関係の構築を何よりも優先し、聴き漏らした事項は追々訪問時に聞くことでよしとする態度で、余裕を持って面接に臨みましょう。

出典：新保美香『生活保護実践講座－利用者とともに歩む社会福祉実践－』全国社会福祉協議会,2018年,p54  
岡部卓『新版 福祉事務所ソーシャルワーカー必携 生活保護における社会福祉実践』全国社会福祉協議会,2014年,p58

14

## ワーク1：解説③

はじめて対面するAさんに対しては、まず、新担当として自己紹介するとともに、生活状況や体調に変わりはないか、なにか困っていることなどないか、生活全般の状況について確認します。

そのうえで、「前任からの引き継ぎでは、求職活動をしており、法律相談に行く予定とのことでしたが、その後いかがですか？」と、状況を確認することが望されます。



- 初対面で、前任者からの情報のみで、いきなり求職活動や法律相談について確認された場合、本人の状況を把握するために必要な「信頼関係の構築」が難しくなります。
- また、課題分析（アセスメント）は、生活全般について行う必要があり、新たな困りごとなどがないかを把握した上で、これまで課題となっていたことの解決がはかられたか否か、確認することが大切です。

15

## ワーク2：援助方針策定に向けて

<Aさんの事例：スライドP11の続き>

あなたがAさんと面接したところ、以下の状況が確認できた。

- ①生活面での支障はない。体調もよい。
- ②ハローワークや求人情報誌を頼りに求職活動を続けてきたが  
まだ仕事は見つからない。必ず就職できるようがんばりたい。
- ③法律相談は、求職活動が忙しくて行くことができなかつた。

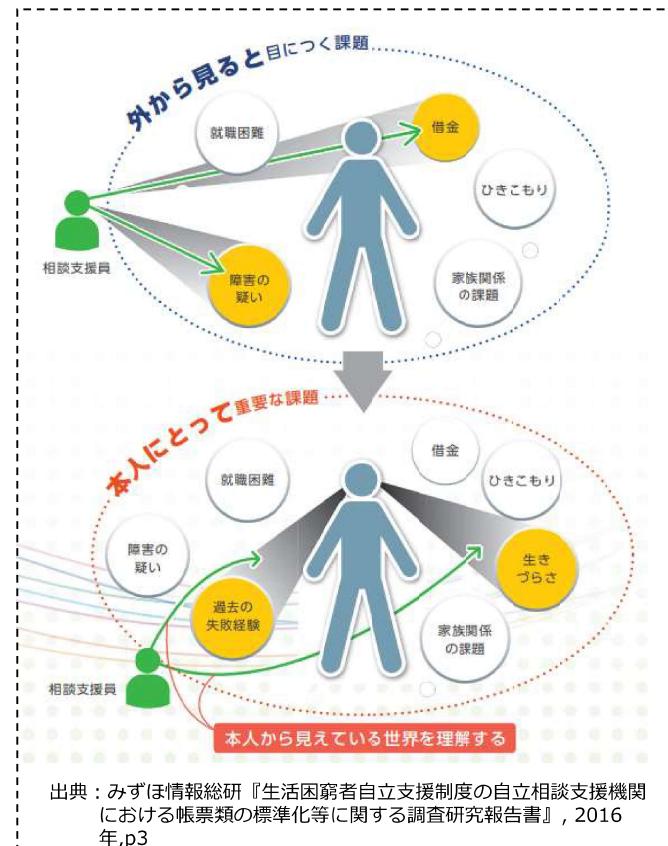


- あなたは、Aさんの状況を確認して、どのような援助方針を検討しますか。
- 次ページにメモしてください。その後、書いた内容を近くの人と共有しましょう。

<メモ>

## ワーク2：解説① 適切な課題分析（アセスメント）のために ⇒本人から見えている世界の理解

- アセスメント・援助方針策定においては「**本人から見えている世界を理解すること**」が何より重要です。そのためには、本人と支援者の双方が本人の問題・課題は何かを探り、理解する必要があります。
- 支援者はともすると、外からみると目につく課題に着目して、その解決をはかるための援助方針を支援者の目線でたててしまいがちです。しかし、本人にとって重要な課題は別のところであったりします。
- 支援者だけで理解しようとせず、関係機関、家族からの情報を手がかりにすることも大切です。



出典：新保美香『生活保護実践講座－利用者とともに歩む社会福祉実践－』全国社会福祉協議会,2018年,p52を一部改変。

18

## ワーク2：解説②



- いずれにしても、「就労」や「法律相談」を促すのではなく、それらに対する本人の思いや考え、希望を聞くところからはじめてみてください。
- 本人の「希望」や「こうなりたい」「こうありたい」という願いが「目標」となり、それが、本人が主体的に取組む「援助方針策定」につながっていきます。

- ①Aさんの場合は、「求職活動をしているが就職できない」「法律相談に行くことができていない」現状や、その背景、Aさんの思いなどを確認することが必要になります。  
(ここで「就労」や「法律相談」を強くすすめても、時間が経過するだけで、課題解決が遅れる可能性があります。)
- ②就労については、被保護者就労支援事業等、就労支援の利用を通じて、Aさんの、真の就労阻害要因を把握し、専門的な支援を実施することが、解決に向けた1つの方策となります。
- ③「法律相談」については、ケースワーカーが同行支援をするなどして、実施に向けてサポートすることが必要かもしれません。  
(一緒に動く中で把握できることが多くあります。)

19

## ワーク3：援助方針の策定方法について

<Aさんの事例：スライドP16の続き>

Aさんとの更なる面接の結果、以下のことが把握できた。

- ①これまで、職場の人間関係がうまくいかないことが多かった。  
応募したい求人はあったが、履歴書や職務経歴書が準備できなかつた。  
就職活動くらい自分でしないといけないと思っていた。
- ②以前法律相談に行ったことがあったが、時間内にうまく説明できなかつた。  
また同じようになってしまふと思い、相談に行くことができずにいた。  
借金は失業中の生活費と家賃のために借りたもの。
- ③将来は安定的な仕事がしたい。人に喜んでもらえるような仕事がよい。  
また、現在の住環境が余り良くないので、もう少しよい住まいに住みたい。  
テレビが壊れており、テレビが欲しい。



➤ ①②③から、Aさんのもつ「ストレングス」（強み・よいところ）を探してみましょう。

20

## ワーク3：援助方針の策定方法について

どのようなストレングスがありましたか？  
隣の人や周りの人と比べてみましょう。

例えばこんなことが  
挙げられます！

①性質・性格	②技能・才能	③環境	④関心・願望
<ul style="list-style-type: none"><li>・自分の状況や要望を伝えることができる。</li><li>・健康である。</li><li>・自分で何とかしようととする責任感がある。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・日常生活（家事や身の回りのこと）は自己できる。</li><li>・これまで自分なりに求職活動をがんばってきた。</li><li>・ケースワーカーの訪問や働きかけを受け入れることができる。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ケースワーカーが支援している。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・もう少しいい住まいに住みたい、テレビが欲しいという希望を持っている。</li><li>・安定的な仕事をしたい、人に喜んでもらえる仕事がしたいという意欲を持っている。</li></ul>

21

## ワーク3：援助方針の策定方法について

- Aさんの「援助方針」を、①援助目標（中長期）、②援助目標（短期）をふまえて、策定してみましょう。「援助方針」の前に、「目標」を明確にする必要があります。（①⇒②⇒③の順番で考えてみてください。②⇒①でも結構です。）

③援助方針	②援助目標（短期）	①援助目標（中長期）
※②の短期の目標を達成するための、具体的な取組み（本人・福祉事務所）を記入してください。	※短期の目標（希望）を記入してください。	※中長期の目標（希望）を記入してください。

22

## ワーク3：援助方針の策定方法について（例）

- （担当者所見）Aさんの「強み」は、自分で努力しようとするところ、他人に迷惑をかけてはいけないと思う配慮など。一方で「できない」ことを率直に言えないところがある。また、人間関係がうまくいかない経験を重ねている。本人任せにしておくと課題解決できない可能性がある。このため、就労や債務整理に向けた支援が必要であり、効果的であると判断される。

③援助方針	②援助目標（短期）	①援助目標（中長期）
1) 被保護者就労支援事業に参加し、就労支援員による就労支援を実施する。 (当月の就労支援会議で検討)	・安定的な就労のための支援により、本人の状況に即した就労を実現する。	・安定的な仕事がしたい。 人に喜んでもらえるような仕事がしたい。
2) 「法テラス」の法律相談に予約を入れ同行する。 (翌月までに実施)	・債務整理を行う。	・債務をなくしたい。
3) 公営住宅の申請手続きを支援する。(○月に申請)	・公営住宅への転居。	・住環境を向上させたい。
4) 1ヶ月の最低生活費とその使い方を本人と確認。 月1000円貯蓄し、年内の購入を目指す。	・中古テレビの購入。	・テレビが欲しい。

23

## ワーク3：援助方針の策定方法について（例）

- ケース記録には、次のような順番で記載することが可能です。
- 新規開始時には、なかなか、中長期の援助目標（本人の希望含む）を把握することができないかもしれません。まずは、要否判定に必要な情報収集を優先し、開始後に、中長期的な目標をふまえた援助方針を策定することを、当面の方針としておくことも有効です。（例えば、子ども本人の進学や将来の希望など。）

### 1. 世帯の現状

### 2. 援助目標（中・長期）

### 3. 援助目標（短期）

### 4. 援助方針

本人の希望は、本人自身が、目標を達成したり、課題解決に主体的に取組むための重要な要素です。「援助方針」と一緒に策定し、共有するための契機にもなります。

「生活保護を受給するため」の方針ではなく「制度を活用しながらどのようにそれぞれの自立を目指すか」を示す方針です。

24

## 課題分析（アセスメント）時のポイント①

### ◆個別性と調査

- ✓ アセスメントは、生活保護の目的（生活保護法第一条）を果たすために行います。つまり、『**健康で文化的な最低限度の生活の保障**』と『**自立の助長**』をめざした援助方針を策定するためのアセスメントであることを忘れないでください。
- ✓ そのため調査についても、最低生活保障にかかる調査と相談者や被保護者の自立を支援するための調査の両方の視点を持って行う必要があります。何を調査してよいかわからないときは、本教材巻末の、参考資料を手掛かりにしてください。
- ✓ 相談者や被保護者が生活に困っているという訴えは同じであっても、相談者や被保護者のおかれている状況、生活困窮に至るプロセスはそれぞれに違いがあります。そのため、調査にあたっては、相談者や被保護者の個々の事情により、その方法を工夫して行ってください。

## 課題分析（アセスメント）時のポイント②

### ◆ 「家族関係図」と「社会資源関係図」の活用

- ✓ 課題分析（アセスメント）の際には、相談者の置かれている状況を「見える化（可視化）」することで、相談者の状況把握や、必要な社会資源等を検討することが容易になります。
- ✓ 「家族関係図（ジェノグラム）」は、家族関係を図式化したものです。
- ✓ 「社会資源関係図（エコマップ）」は、相談者や家族、社会資源の関係性を理解するための図であり、「生態図」と呼ばれることもあります。
- ✓ 時間があれば、次頁以降のスライドを使って、記入の練習をしてみてください。

26

## 家族関係図（ジェノグラム）

◆ 家族関係図（ジェノグラム）とは  
家族関係図（ジェノグラム：genogram）とは、被保護者を中心に少なくとも三世代にわたる家系図であり、被保護者と家族について知るために作成される図。

◆ ジェノグラムの書き方（例）

1. (○) は同居を表す。
2. □ は男性、○ は女性を表す。
3. 兄弟姉妹は、左から順に第1子、第2子の順に記載する。
4. □ 又は ○ は主を表す。
5. — は婚姻関係を表す。
6. ≠ は別居（離別）を表す。
7. × は離婚を表す。
8. [□ ○] は内縁関係の男性・女性を表す。
9. × 又は ⊗ は死亡を表す。

◆ ジェノグラムを書いてみよう

担当している世帯や自分自身をイメージしながら書いてみましょう！

## 社会資源関係図（エコマップ）①

### ◆社会資源関係図（エコマップ）とは

社会資源関係図（エコマップ：eco map）とは、被保護者をめぐる人たちと社会資源、そしてそれらの関係を加えて表記したもの。

### ◆エコマップの書き方

□ 男性 ○ 女性 ✕ 死亡

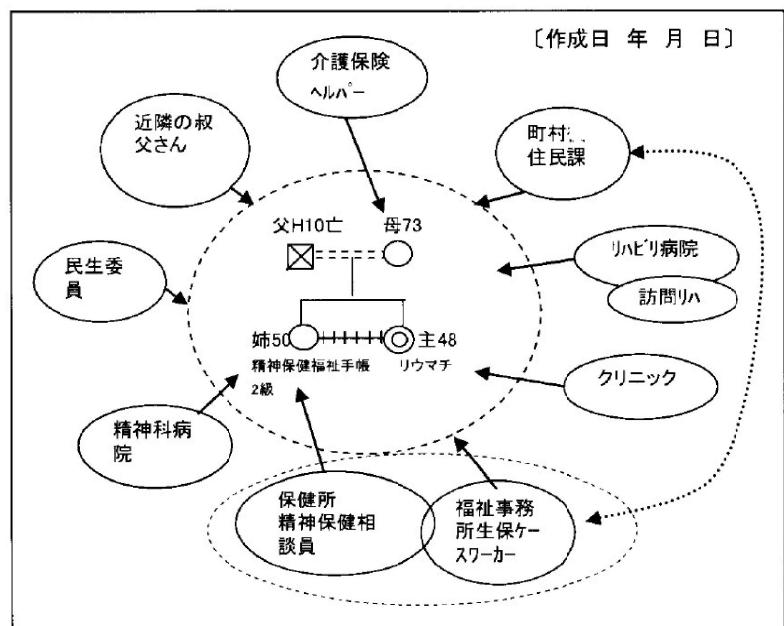
—— 強い関係

…… 弱い関係

+++++ ストレスや葛藤のある関係

→ ← 支援の働きかけ、  
エネルギーの向かう方向

### ◆エコマップの例



出典：厚生労働省社会・援護局関係主管課長会議資料『自立支援の手引き』,平成20年3月をもとに作成

28

## 社会資源関係図（エコマップ）②

### ◆エコマップを描いてみよう

担当している世帯や自分自身をとりまく機関・人などをイメージしながら描いてみましょう！

29

## まとめ：援助方針（支援方針）策定のポイント

- ✓ 被保護者とともに援助方針（支援方針）を策定すること。
- ✓ 生活保護ケースワーカーは、被保護者の問題・課題の緩和・解決を側面から支援していくこと。
- ✓ 方針はできるだけ具体的に記載すること。
- ✓ 長期・中期・短期の目標を検討し、短期の目標や本人が実行できる小さな目標を積み重ねること。
- ✓ 世帯の方針に加え、個々の世帯員にも着目した方針を策定すること。特に、世帯内のかどもについて留意すること。
- ✓ アセスメント・援助方針策定は組織として行うこと。

働いていない稼働年齢層だから「なんとなく」就労支援プログラムや指導指示 → ×

確信をもって「こういう状態にあるから、こういう方針を立てる」という根拠を示す → ○

⇒その根拠となるのが課題分析（アセスメント）です。

査察指導員との協議はもちろんのこと、ケース診断会議などを積極的に活用しましょう

出典：岡部卓『新版 福祉事務所ソーシャルワーカー必携 生活保護における社会福祉実践』全国社会福祉協議会,2014年,p62

新保美香「ケースワーカーのための生活保護実践講座～アセスメント力を培うために～」『生活と福祉』全国社会福祉協議会,2016年8月号  
『生活保護手帳 別冊問答集 2017 第12調査及び援助方針等』中央法規出版

30

## 研修の振り返り

研修前にあなたが考えた目標に対する達成度をチェックしてみましょう

- ▶ チェックしてみましょう→ 達成！ · まあまあ達成！ · もう少し！ · いまいち！
- ▶ なぜそう思いましたか？理由を書いてみましょう

この研修で学べてよかったですを書いてみましょう

学んだことを支援にどう「活かす」か、考えてみましょう

31

## 出典

### 【本研修教材作成に用いた資料】

- ・岡部卓『新版 福祉事務所ソーシャルワーカー必携 生活保護における社会福祉実践』全国社会福祉協議会,2014年.
- ・新保美香『生活保護実践講座－利用者とともに歩む社会福祉実践－』全国社会福祉協議会,2018年.
- ・新保美香「ケースワーカーのための生活保護実践講座～アセスメント力を育むために～」『生活と福祉』全国社会福祉協議会,2016年8月号
- ・新保美香「ケースワーカーのための対人援助技術」『平成30年度 生活保護 ケースワーカー全国研修会資料』厚生労働省社会・援護局保護課,平成30年8月8日～8月10日.
- ・社会福祉養成講座編集委員会『新・社会福祉士養成講座16 低所得者に対する支援と生活保護制度 第5版』中央法規出版,2019年.
- ・みずほ情報総研『生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関における帳票類の標準化等に関する調査研究報告書』 2016年.
- ・厚生労働省社会・援護局関係主管課長会議資料『自立支援の手引き』,平成20年3月.

ぜひ一度、目を通してみてください！



32

### 参考資料：課題分析（アセスメント）のための主な調査項目①

世帯の状況	
主な調査項目	氏名、続柄、性別、年齢・生年月日、職業・学校等、世帯構成・家族関係、生活状況や生活歴
収集方法	戸籍調査、在学証明書、関係部署への照会、訪問調査
工夫点・留意点	世帯員の健康状態や世帯員の相互関係を聞くことにより、これらが世帯の自立に向けた課題となっていないか確認します。

住居の状況	
主な調査項目	持ち家（名義人、抵当権、固定資産評価額）、賃貸（契約期間、家賃、共益費・管理費等）、構造・規模、住環境の課題
収集方法	家賃証明書、関係部署への照会、訪問調査
工夫点・留意点	世帯人員に比べて狭隘でないか、歩行困難者がいる場合に外出等に支障がないかなど住環境を確認します。賃貸住宅の場合は、家賃額が現在の生活を圧迫している要因になっているか確認します。高齢者の世帯であって、土地・家屋を所有する場合は、リバースモーティージによる資産活用が可能か確認します。

## 課題分析（アセスメント）のための主な調査項目②

資産と負債の状況	
主な調査項目	手持ち金、預貯金、土地（山林・農地等）、建物、生命保険、学資保険、事業用品、生活用品、自動車やオートバイ、貴金属など 負債
収集方法	資産申告書、法第29条調査、関係部署への照会、訪問調査
工夫点・留意点	本人から申告を受けるに当たっては、法第29条に基づき調査を行うことなどを確実に説明すること。とくに資産申告書を記入してもらう前に説明することが重要。（一旦記載してしまった後では本人はわかつても取り消すのが難しい。）負債も確認すること。親族等が要保護者本人の名義でかけている保険や預貯金がないかについても確認する。

### 負債の状況

負債の状況	
主な調査項目	電気・ガス・水道の未納、家賃地代の滞納・立ち退き、ローン、自己破産、年金担保
収集方法	関係部署への照会、訪問調査
工夫点・留意点	電気・ガス・水道及び家賃等の支払状況を確認し、ライフラインが止まっていないか、また立ち退きを迫られていないか把握します。 負債がある場合には、本人の現状認識を聴き、今後の生活の立て直しの方法について、本人の考え方、希望する支援内容を確認します。

出典：厚生労働省社会・援護局関係主管課長会議資料『自立支援の手引き』,平成20年3月  
『生活保護手帳』、『別冊問答集』

34

## 課題分析（アセスメント）のための主な調査項目③

### 収入の状況

収入の状況	
主な調査項目	世帯全員の就労収入及び収入を得た内容、他法収入（年金、恩給、手当、給付金等）、仕送、現物収入、その他
収集方法	収入申告書、課税台帳突合調査、法第29条調査、関係部署への照会、訪問調査
工夫点・留意点	収入認定の取扱い、不正受給

### 扶養義務者の状況

扶養義務者の状況	
主な調査項目	扶養親族との交流の内容や交流の程度
収集方法	扶養調査、訪問調査
工夫点・留意点	本人が扶養義務者との関係をどのように考えており、今後どうしたいと考えているか、どのような支援を望んでいるかについて確認します。

出典：厚生労働省社会・援護局関係主管課長会議資料『自立支援の手引き』,平成20年3月  
『生活保護手帳』、『別冊問答集』

35

## 課題分析（アセスメント）のための主な調査項目④

疾病、医療の状況	
主な調査項目	入院・在宅、病名、医療機関、治療期間、服薬の状況、通院時間、日常生活・就労への支障、主治医の意見、自覚症状
収集方法	病状調査、関係部署への照会、訪問調査
工夫点・留意点	就労や日常生活に支障をきたすものがあるか、就労する上で又は日常生活を送る上で留意しなければならないものがあるか確認。 病状調査（主治医調査、嘱託医協議）にあたっては、医師にはあくまで医学的観点からの判断を求める（就労の可否の判断を得るためにではない）。

障害、介護の状況	
主な調査項目	障害者手帳、介護認定、日常生活・就労への支障
収集方法	関係部署への照会、訪問調査
工夫点・留意点	就労や日常生活に支障をきたすものがあるか、就労する上で又は日常生活を送る上で留意しなければならないものがあるか確認。

出典：厚生労働省社会・援護局関係主管課長会議資料『自立支援の手引き』,平成20年3月  
『生活保護手帳』、『別冊問答集』

36

## 課題分析（アセスメント）のための主な調査項目⑤

他法他施策の活用状況	
主な調査項目	医療保険、医療費の公費負担、年金加入歴
収集方法	関係部署への照会
工夫点・留意点	活用していない場合は、既に活用することが可能なものの、今後活用することが可能となるものを把握しておきます。

稼働能力の活用状況	
主な調査項目	働いている場合は、就労先、通勤方法、就労時間、雇用形態、社会保険等、仕事の内容、特技・資格
収集方法	関係部署への照会、訪問調査
工夫点・留意点	今の仕事についての満足度や希望等について確認し、働いていない場合はその理由を確認し、稼働能力の程度を判定する上で基礎資料とします。 (①稼働能力があるか否か、②その具体的な稼働能力を前提として、 <u>その能力を活用する意思があるか否か</u> 、③実際に稼働能力を活用する就労の場を得ることができるか否か)

出典：厚生労働省社会・援護局関係主管課長会議資料『自立支援の手引き』,平成20年3月  
『生活保護手帳』、『別冊問答集』

37

## 課題分析（アセスメント）のための主な調査項目⑥

日常生活の状況	
主な調査項目	生活習慣（起床、食事、就寝）、室内状況、日中の過ごし方（家事、介護）、生活費のやりくり、アルコール・薬物依存等
収集方法	訪問調査
工夫点・留意点	<p>日常生活の支援が必要か否か各項目を確認します。生活習慣が規則正しいか、室内状況が日常生活に支障をきたしていないか確認します。</p> <p>また、日中の過ごし方については、現在の健康状態から家事ができるか、また実際に行っているか、日常生活に支障をきたしていないか確認します。</p> <p>その他、2人以上の世帯員で構成される世帯については、他の世帯員の育児や介護の必要性があるか、育児や介護にストレスを感じているか、ストレスを感じている場合はその理由について確認します。</p> <p>また、本人の現状認識を聴き、日常生活に支障をきたしている状況についてどう考えているか、改善したいと思っているかどうか等を確認します。</p> <p>ある程度信頼関係ができないと書けない項目もあります。</p>

出典：厚生労働省社会・援護局関係主管課長会議資料『自立支援の手引き』、平成20年3月  
「生活保護手帳」、「別冊問答集」

39

## 課題分析（アセスメント）のための主な調査項目⑦

社会生活の状況	
主な調査項目	定期的に出かける場所、交友関係、近隣住民との関係
収集方法	訪問調査
工夫点・留意点	定期的に出かける場所があるか、交友関係はどうか、近隣住民との関係はどうかについて確認し、社会生活の状況について把握します。本人の現状認識を聴き、どのような支援を望んでいるか確認します。 ある程度信頼関係ができないと書けない項目もあります。

教育の状況	
主な調査項目	通学状況、学力、いじめ・不登校、希望する進路、虐待
収集方法	訪問調査、学校（担任、教頭、校長、スクールソーシャルワーカー）、保育園（保育士、園長）
工夫点・留意点	虐待や不登校等の情報や、高等学校等への進学に向けての支援の方向性など、共有することが必要です。

出典：厚生労働省社会・援護局関係主管課長会議資料『自立支援の手引き』、平成20年3月  
「生活保護手帳」、「別冊問答集」

39